

議案第 1 7 8 号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年川崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 使用料又は利用料金の表中

「

	月曜日から金曜日まで（休日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日から翌	分べん時の住所が本市の区域内にある者については 1 2 0, 0 0 0 円、分べん時の住所が本市の区域外にある者については 1 5 6, 0 0 0 円	
--	--	---	--

<p>分べん料 1件</p>	<p>年の1月3日までの日をいう。 以下同じ。)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。 ただし、多摩病院においては、土曜日(毎月の第1土曜日及び第3土曜日並びに休日を除く。)の午前8時30分から午前12時までを含む。</p>		
	<p>上記以外の時間</p>	<p>上記分べん料の20パーセント増しの額。ただし、午後10時から翌日午前6時までの間又は日曜日若しくは休日は、40パーセント増しの額とする。</p>	

「

分べん料 1件	月曜日から金曜日まで（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、多摩病院においては、土曜日（毎月の第1土曜日及び第3土曜日並びに休日を除く。）の午前8時30分から午前12時までを含む。	分べん時の住所が本市の区域内にある者については120,000円、分べん時の住所が本市の区域外にある者については156,000円	
---------	---	---	--

	上記以外の時間	上記分べん料の20パーセント増しの額。ただし、午後10時から翌日午前6時までの間又は日曜日若しくは休日は、40パーセント増しの額とする。	
無痛分べん加算料		100,000円	

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

無痛分べん加算料を新設するため、この条例を制定するものである。